建築基準法に基づく性能評価手数料表

単位(円)

	-1.11.		,		+ 12	7 (円)
No.	建築基準法令の 根拠となる条文	材料、構造等		性能・評価区分		
	法第 2 条第七号 (令第 107 条)				30分(非耐力壁)	102万
		耐火構造	耐火性能	壁	60 分(非耐力壁)	107 万
					60 分(耐力壁)	142 万
					120 分(耐力壁)	148 万
				床	60分	140 万
1*3					120分	150 万
				はり	60 分	140 万
					120分	150 万
					180分	159 万
				屋根	30 分	127万
				階段	30分	127万
				壁	30 分(非耐力壁)	100万
	法第2条第七号の二 (令第107条の2)				45 分(非耐力壁)	107万
					30 分(耐力壁)	136 万
					45 分(耐力壁)	142 万
2**3		準耐火構造	準耐火性能	床	45 分	141 万
Ζ				はり	45 分	141 万
				屋根	30分	127万
				軒裏	30分	100万
					45 分	107万
				階段	30分	127万
	法第 2 条第八号 (令第 108 条)	防火構造	防火性能	壁	30 分(非耐力壁)	100万
3**3					30 分(耐力壁)	136 万
				軒裏	30分	100万
4 ^{※1}	法第2条第九号のニロ (令第109条)	防火戸その他の防火設備	遮炎性能	防火戸	20 分	94 万
5 [*] 3	法第 23 条 (令第 109 条の 6)	準防火構造	準防火性能	壁	20 分(非耐力壁)	100万
5~0					20 分(耐力壁)	136 万
6 ^{※1}	法第 64 条 (令第 136 条の 2 の 3)	外壁の開口部の防火設備	準遮炎性能	防火戸	20 分	94 万
7**3	令第 109 条の 3 第一号	準耐火建築物と同等の耐火性能 を有する建築物の屋根	遮炎性能	屋根	20 分	127万
8*3	令第 109 条の 3 第二号ハ	準耐火建築物と同等の耐火性能 を有する建築物の床及び天井	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の天井	30 分	127万
9*1	令第 112 条第 1 項	特定防火設備	遮炎性能	防火戸	60 分	98 万
10**3	令第 113 条第 1 項第三号	防火壁を設けた部分の屋根	遮炎性能	屋根	20 分	127万
11*1	令第 114 条第 5 項	準耐火構造の界壁、間仕切壁 及び隔壁に用いる防火設備	遮炎性能	防火戸	45 分	96 万
12**3	令第 115 条の 2 第 1 項第四号	防火壁の設備を要しない 建築物の床	遮熱性能 非損傷性能	床、直下の天井	30 分	127万

		-			60 分(非耐力壁)	115万
13 ^{**3}	令第 115 条の 2 の 2	耐火建築物とすることを要しな	準耐火性能	壁	60 分(非嗣力壁) 60 分(耐力壁)	110 万 148 万
				 床	60 分	150万
10	第1項第一号	い特殊建築物の主要構造部分	一一问八江记	はり	60分	150万
				 軒裏	60分	115万
14**3	令第 115 条の 2 の 2	耐火建築物とすることを要しな	遮炎性能	ひさし等	20分	100万
	第1項第四号ハ	い特殊建築物のひさし等	建火江市	0 0 0 1	20分	116万
15 [*] 3	令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号ハ	防火区画等を貫通する給水管等	遮炎性能	防火区画貫通部 (給排水管等)	45 分	118 万
10					60 分	120 万
16*1	法第2条第九号		不燃性能	内、外壁	20分	
17*1	(令第 108 条の 2) 令第 1 条第五号	準不燃材料	準不燃性能	内、外壁	10分	65万
18*1	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	難燃材料	単燃性能 難燃性能	内、外壁	5分	(42万)
10	1331 3337 73	רי נין אות שא	XE YIM I T IIC		 積の合計≦500 ㎡	30万
				「		45 万
19	令第 108 条の 3 第 1 項第二号	耐火建築物の主要構造部 (耐火性能検証)	耐火性能	3000 m²<床面積の合計≦10000 m²		60万
				10000 m < 床面積の合計≦50000 m		 81 万
				50000 m ² <床面積の合計		 101 万
				床面	両積の合計≦500 ㎡	25 万
	令第 108 条の 3 第 4 項	防火設備 (防火区画検証)	遮炎性能	500 ㎡<床面積の合計≦3000 ㎡		40 万
20				3000 ㎡<床面積の合計≦10000 ㎡		55 万
				10000 m ³ <床面積の合計≦50000 m ³		70 万
				50000 m²<床面積の合計		86 万
			床面積の合計≦500 ㎡			50 万
	法第 20 条第一号		500 ㎡<床面積の合計≦3000 ㎡			81 万
21	法第 20 条第二号口	時刻歴応答解析等を用いた	3000 ㎡<床面積の合計≦10000 ㎡			121万
21	法第 20 条第三号口	建築物	10000 ㎡<床面積の合計≦50000 ㎡			151万
	法第 20 条第四号口		50000 ㎡<床面積の合計 注)特定天井を有するものは、50万円加算となり ます。			201万
22	法第 30 条 (令第 22 条の 3)	長屋又は共同住宅の界壁	遮音構造			83 万
23	法第 37 条第二号 (令第 144 条の 3)	指定建築材料	建築材料			32 万
24	令第 20 条の 2 第一号二	特殊建築物の居室の換気設備	換気設備			40 万
25	令第 20 条の 3 第 2 項第一号ロ	調理室等の換気設備	換気設備		40 万	
26*1	令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド発散 建築材料とみなす建築材料	建築材料			40 万
27*1	令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド発散 建築材料とみなす建築材料	建築材料			40 万
28*1	令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に該当する 建築材料	建築材料			40 万
29	令第 20 条の 7 第 1 項第二号表 令第 20 条の 8 第 2 項	機械換気設備	換気設備			40 万
30	令第 20 条の 8 第 1 項第一号口(1)	空気浄化機械換気設備	換気設備			40 万
31	令第 20 条の 8	中央管理方式の空気調和設備			換気設備	40 万

32	令第20条の9	居室	居室	40 万
33**2	令第 46 条 第 4 項の表 1 の(八) 項	木造の耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	141 万
34**2	規則第8条の3	枠組壁工法耐力壁及びその倍率	木造耐力壁	141 万
35	令第 129 条の 2 の 5 第 2 項第三号	飲料水の配管設備	配管設備	40 万
36	令第 129 条の 4 第 1 項第三号	エレベーターの構造上 主要な支持部分	昇降機	50 万
37	令第 129条の8第2項	エレベーターの制御器	昇降機	30 万
38	令第129条の10第2項	エレベーターの制御装置	昇降機	40 万
39	令第 129 条の 10 第 4 項	令第 129 条の 10 第 3 項第一号に 該当する安全装置 (戸開走行保護装置)	昇降機	70万
40	令第 129 条の 12 第 1 項第 6 号	エスカレーターの脱落防止対策	昇降機	70万
41	令第 129 条の 12 第 2 項	エスカレーターの踏段及び主要 な支持部分の構造 (令第 129 条の 4 第 1 項第三号 の読み替え)	昇降機	50 万
42	令第 129 条の 12 第 5 項	エスカレーターの制御装置の 構造	昇降機	40 万
	規則第1条の3第1項本文		床面積の合計≦500 ㎡	25 万
			500 ㎡<床面積の合計≦3000 ㎡	35 万
43		図書省略	3000 ㎡<床面積の合計≦10000 ㎡	45 万
			10000 ㎡<床面積の合計≦50000 ㎡	70 万
			50000 ㎡<床面積の合計	101万

特記

- 1. 本手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3の規定に基づくものです。
- 2. 本手数料の消費税は非課税です。
- 3. 本手数料での性能評価書発行部数は2部となります。性能評価書を追加発行する場合は、1部につき2万円に消費税を加えた額の手数料が別途必要となります。
- 4. 新たな試験の実施を要さない性能評価の場合の手数料は、※1 は 26 万円、※2 は 70 万円、※3 は 35 万円となります。(※ のないものは対象外)
- 5. 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更の性能評価手数料は、表の性能・評価区分に応じた性能評価手数料の 10 分の 1 の額となります。
- 6. 法第20条第一号、令第108条の3第1項第二号、令第108条の3第4項、及び規則第1条の3第1項本文の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定します。
- 7. 法第2条第九号 (不燃材料)、令第1条第五号 (準不燃材料)、令第1条第六号 (難燃材料) で、ガス有害性試験不要材料は、括弧内手数料となります。